

秋の火災予防運動

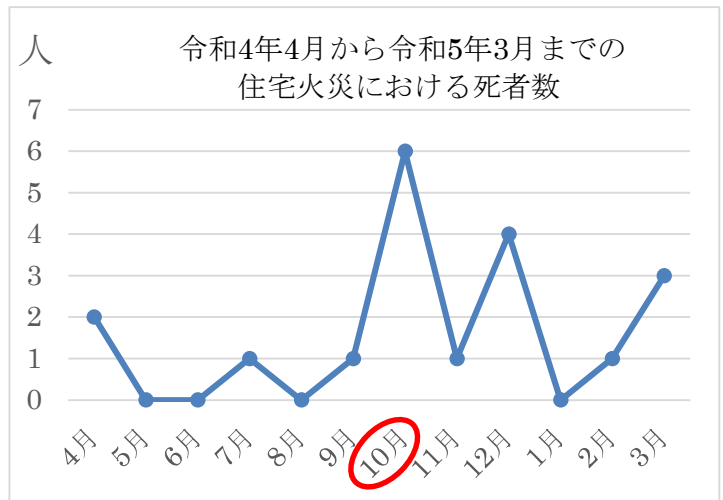
2023 年全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

白石消防署

10月以降に火災による死者が増えています。

10月15日（日）から10月31日（火）まで、全市一斉に秋の火災予防運動が実施されます。令和4年度においては10月以降に住宅火災における死者が増えています。右のグラフは、札幌市における令和4年4月から令和5年3月までに発生した住宅火災の死者数の推移を表したグラフです。10月以降15名の火災による死者が発生し、うち65歳以上の高齢者が13名と多くを占めています。



高齢者の方は避難に時間を要します。火災が発生しても無理に初期消火しようとせず避難を優先しましょう。

住宅用火災警報器は 家族と住まいを火災から守ります！

住宅用火災警報器の **2** つのポイント

1. 設置すること！

住宅内の適切な場所に住宅用火災警報器は設置しましょう。札幌市の場合、寝室、階段室、台所に設置が必要です。



2. 維持管理(交換)すること！

「いざ」という時にきちんと働くように、日頃から点検とお手入れを心がけましょう。警報器の本体は、センサー等の寿命により交換が必要です。おおむね10年を目安に新しいものに交換しましょう。



火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行うことですべての住宅火災警報器が火災信号を受信し、警報を発する**連動型**の住宅用火災警報器もあります。

秋の火災予防運動実施中

～ご家庭のお部屋ごとの火災事例とその対策を紹介します～

あなたの家の台所 大丈夫？

自動消火装置を設置している

グリルが油で汚れている

こんろの周囲に燃えやすいものを置いている

こんろを使用している時に目を離している

あなたの家の居間 大丈夫？

ストーブの周囲に燃えやすいものを置いている・干している

ろうそくに火をつけたまま目を離している

たこ足配線をしている

防災品を使用している

あなたの家の寝室 大丈夫？

住宅用火災警報器を設置・点検している

寝たばこをしている

コードの上に家具を置いている

プラグ周りにホコリがたまっている

防災品

防災品とは、雑巾など燃えやすいものを改良して、燃えにくくしている物品のことをいいます。防災品とそうでないものでは、火の燃え広がりが大きく変わりますので購入を検討しましょう！

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は消防法で設置が義務付けられているので、必ず設置しましょう。設置する場所は、札幌市火災予防条例に定められており、主に「寝室、階段、台所」です。詳しくは、お近くの消防署へお問い合わせください。

自動消火装置

自動消火装置とは、自動で火災の熱を感知し、消火してくれる便利な設備です。こんろ、暖房器具、仏壇などの火災危険のある場所の周辺に設置しましょう。また、札幌市消防局では65歳以上の方のみで構成された世帯を対象に、最大28,700円の助成事業も実施しています。詳細については、札幌市消防局予防部予防課まで御連絡下さい。

消防局予防部予防課	中央区南4条西10丁目	☎ 215-2040
中央消防署	中央区南4条西10丁目	☎ 215-2120
北消防署	北区北24条西8丁目	☎ 737-2100
東消防署	東区北24条東17丁目	☎ 781-2100
白石消防署	白石区南郷通6丁目北	☎ 861-2100
厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目	☎ 892-2100
豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目	☎ 852-2100
清田消防署	清田区平岡1条1丁目	☎ 883-2100
南消防署	南区真駒内上町5丁目	☎ 581-2100
西消防署	西区豊平10条4丁目	☎ 667-2100
手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目	☎ 681-2100

お問い合わせ・ご相談は
最寄りの消防署へ